

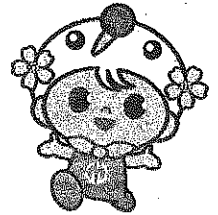
65歳以上の方のインフルエンザ(季節性) 予防接種費用を 町が一部助成します

1 助成対象者

鶴田町に住所がある満65歳以上の方及び満60歳以上65歳未満の方で、厚生労働省令で定める
心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方
(詳しくは主治医などにお問い合わせください)

2 実施期間

令和5年10月16日から令和5年12月31日まで
(上記期間以外に接種された方は、全額自己負担となります)



3 接種指定医療機関

医療機関名	予約方法	接種日時	新型コロナワクチンとの接種間隔
鶴田診療所 (22-2261)	事前に外来窓口で予約してください ※電話予約は受け付けていません [受付日時] 10月2日 月曜日～ 9時～11時30分 13時30分～16時	10月16日 月曜日～ [接種時間] 月～金曜日 9時～11時	接種後、体調によりませんが、4、5日～7日間空けてください
今岡医院 (22-2027)	予約は不要です	月～土曜日 8時30分～12時30分 月・火・水・金曜日 14時30分～17時30分	同時接種可能です ※事前に予診票を受け取りに行き、記入のうえ持参してください
瓜田医院 (22-3232)	予約は不要です	月曜日 9時00分～12時 14時30分～16時30分 火曜日 8時30分～10時	前後2週間空けてください

【裏面もご覧ください】

4 接種にかかる本人負担額 1,000円

接種指定医療機関で接種した場合、町助成額が引かれた後の本人負担額が請求されます。

指定医療機関以外で実施期間内に接種された場合は、いったん接種費用を全額ご負担いただき、後日領収書（インフルエンザワクチンと明記されたもの）、通帳、印鑑、保険証（医療受給証（休日・夜間等受診用））を役場にご持参ください。接種費用から本人負担額を差し引いた額をお支払いします。

※ 助成対象者のうち、生活保護世帯の方は全額助成いたします。

5 他のワクチンとの接種間隔について

厚生労働省において、インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種は可能としていますが、医療機関により対応が異なりますのでご注意ください。

また、他のワクチンとの接種間隔については、事前に医療機関にご相談ください。

6 その他

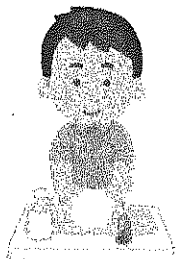
- (1) 接種日には、必ず保険証をご持参ください。また、診察券のある方はあわせてご持参ください。
- (2) 接種には、『インフルエンザ予防接種予診票』が必要になりますが、各接種指定医療機関にありますので、来院の際に必要な事項をご記入ください。なお、今岡医院で新型コロナワクチンと同時接種の場合は、事前に予診票を今岡医院へ受け取りに行き、記入のうえ持参してください。

【問い合わせ先】 役場 健康保険課 健康長寿班 22-2111 内線 133

感染対策を徹底しましょう!!



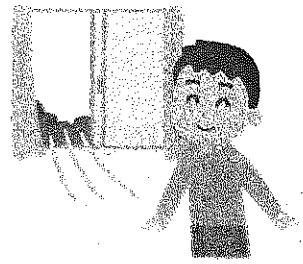
マスクをしよう



手を洗おう



うがいをしよう



換気をしよう